

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 2 月

1. 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与及び民間従業員データ（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分	志 摩 市				民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 A	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額 B	
全 体	46 歳 0 か月	137 人	271,000 円	292,333 円	—	—	— 円	—
清掃職員	39 歳 10 か月	46 人	246,100 円	269,037 円	廃棄物処理業 従業員	43 歳 3 か月	299,800 円	0.897
学校給食員	45 歳 10 か月	25 人	274,600 円	285,264 円	調理士	43 歳 1 か月	282,600 円	1.009
用務員	51 歳 7 か月	20 人	288,300 円	291,141 円	用務員	53 歳 9 か月	227,200 円	1.281
自動車運転手	47 歳 3 か月	10 人	284,700 円	316,857 円	自家用乗用自 動車運転者	48 歳 1 か月	265,600 円	1.193
その他	50 歳 6 か月	36 人	286,900 円	297,530 円	—	—	— 円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 3 民間データは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査のデータを使用しています。(平成 16～18 年の 3 か年平均)
- 4 技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上
全 体	0 人	0 人	6 人	9 人	12 人	11 人	14 人	18 人	21 人	21 人	25 人	0 人
清掃職員	0	0	4	7	8	6	6	7	1	3	4	0
学校給食員	0	0	1	1	3	3	2	3	4	3	5	0
用務員	0	0	0	0	0	0	2	1	9	4	4	0
自動車運転手	0	0	0	1	1	1	1	0	1	3	2	0
その他	0	0	1	0	0	1	3	7	6	8	10	0

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)を適用しています。

イ 技能労務職に係る特殊勤務手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

手当の名称	適用範囲	支給額
清掃作業手当	塵芥収集作業に直接従事する職員及び塵芥処理場において塵芥焼却作業に従事する職員	日額 400 円
運転業務手当	公用車の運転業務に従事する職員	日額 250 円
土木作業手当	土木作業に従事する職員	日額 300 円

ウ 昇給基準

毎年 1 月 1 日を基準日として、昇給日前 1 年間に係る当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行います。（当該証明が得られない職員は昇給しません。）

昇給区分は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が「極めて良好」「特に良好」「良好」「やや良好でない」「良好でない」の区分のいずれに該当するかに応じ、昇給区分を決定します。

2. 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県、近隣市の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

3. 具体的な取組内容

(1) 給料表

給与構造見直しの実施により、給料水準を平均 4.8%引き下げを行いました。【平成 18 年度】

(2) 昇格・昇給

58 歳昇給抑制を行っています。【平成 19 年度～】

(3) 手当

特殊勤務手当について、支給方法の見直し（月額→日額）を行いました。【平成 19 年度】

4. その他

(1) 民間委託の推進

ごみ収集業務、学校給食業務等は施設の統廃合も踏まえつつ、可能な業務は民間委託を推進していきます。

(2) 事業の見直し等

退職不補充とし職員数の削減に取り組みつつ、業務の見直しや廃止、配置転換を実施していきます。ただし、障害者枠、病院事業における看護助手は計画的に採用していきます。